

第2回児童相談所あり方検討委員会 議事概要

1 日 時

令和6年3月29日（金） 午後3時から午後4時まで

2 場 所

徳島県職員会館 第1・2会議室

3 議 事

(1) 児童相談所の現状と課題②

(2) その他

4 議事概要

会議前に一時保護所の視察を実施

別添資料1について事務局から説明

各委員からの主な意見等の概要については次のとおり

○こどもの権利擁護を考えると、ハード面での部屋の狭さや個室のなさは、本質的に対策をとらないといけない大きな案件。今までのような付け焼き刃的な対応では持たない。徳島が率先して、こどもの権利擁護を主眼に置くという方針、教育体制だけでなく、ケアやセラピーもできるような施設を整えるべき。具体的なイメージとしては、一時保護者の規模や設備としては、児童自立支援施設や心理治療施設レベルのハード面の整備が必要である。また一時保護の長期化と安全面への配慮や教育を受ける権利の保障を考えるのであれば、基本的には児童養護施設への一時保護委託は避けるべきであり、その為にも一時保護所の充実は急務であるとする。さらに、一時保護の長期化の改善には、地域の社会資源を充実させ、こどもが安全に暮らせるという環境整備が必要。

○こどもの権利擁護という点では、今年度、児童養護施設協議会で「こどもの権利ノート」の改訂を予定している。こども自身、児相や関係機関の意見も聞きながら、地域の子育てにもつながるような、これまでよりも身近な「こどもの権利ノート」を完成させたい。また、児童養護施設の立場からは、児相や施設、里親は最後の砦であるため、こどもたちに暖かい援助が行き届くような十分な財源の確保と児相の専門職員の長いスパンでの配置をお願いしたい。

○児相は、児童福祉行政の中核的な存在であり、専門的な相談支援機関である。業務も多岐にわたり業務量も多い。現在、児童相談で不登校は大きなウェイトを占めるが、この問題も単一機関のみで改善は難しい。関係機関と連携しながら対応していく必要がある。児相と関係機関は、できるところと限界を明らかにした上で、役割分担をする必要があると思う。役割分担の中で空白の部分も出てくると思うが、そこはお互いにカバーしながらワンチームの気持ちを持つことが肝要であると思う。県は、児相の立ち位置（役割）を明確にし、その役割を県民や関係機関に発信し、理解を深めてもらう必要があると思う。

○児相と市町村との役割を分担する上では、アセスメントで共通認識を図るというのは大事で、進めるべきだが、市町村の職員のスキルを上げていくには課題がある。以前、県が作成したマニュアルがあり、根拠法令が何か、どのように関係機関と連携するか、アセスメントの話も入っていたので、マニュアルを改訂するというのも、一つ、市町村のスキルアップになる。まず、皆が同じような知識を持つために有効であり、職員の人事異動がある市町村職員にはとても心強い。また、一時保護所を見学しての感想だが、国の新基準は厳しいので、新しい場所で建て替えるべきだと思う。また、災害時には支援拠点として重要になるところであるので、そういった点も鑑みて考えてほしい。

○一時保護所を見学しての感想としては、2、3日なら我慢できるが、1ヶ月、2ヶ月と生活するとして、こどもはしんどいだろうと思う。年齢層や保護の長期化の問題もあるので、中間施設とか、ステップハウスのようなものを作ることはできないか。こどもの権利に関しては、「こどもの意見表明等支援事業」を実施しているとのことだが、児相が聞いても十分でないところがあると思うので、第三者が聞くという機会は必要であり、こどもに対して、「こどもの権利」についての説明も重要。また、児相と市町村の連携においては、実務者レベルが顔を合わせる機会は定期的に必要。マニュアルの改訂は、市町村や関係機関に加わってもらって、意見をもらう事が大事。

○多様な一時保護の整備ということがあったが、児童養護施設など民間による中間施設では、こどもの人権をどう守るのか、安全をどう保障するのかというところもある。里親への一時保護委託するのであれば、セーフティーネットをきちんと保障しないと難しい。施設の負担も多いので、財政面の担保もしてから進めないといけないだろう。中間施設のアイデアは魅力的だが、慎重に考える必要もある。

○一時保護所の感想だが、児童虐待相談対応件数に比べて、受入人数が12名でとても少なく、プライベート空間が圧倒的に狭いと感じた。こどもにとって、最後の砦の場所であるので、ぜひ環境改善への検討を進めてもらいたい。こどもに問題が起こってから、児相の関わりがスタートするため、すでに関係者が多く、不明瞭なフローであると感じる。学校は、こどもの変化が一番に分かるので、教育と福祉の間で、専門家同士がパスしていく様子、フローを明確にすることが急務。また、一般県民への啓発や地域の教育も大事であり、虐待件数を減らすことにもつながる。

○一時保護所は30年が経過している。小手先でどうにかするのではなく、あり方検討から基本計画に進んでほしい。4月1日開設した滋賀県の一時保護所では、全室個室でトイレ付き。徳島も新築移転の方向で進めてほしい。また、こどもの権利擁護では、こどもの措置決定の場面にもアドボケイトを同席する、こどもの意見表明の方法を手紙、直接、LINEなど複数作るなど、さらなる取組をお願いしたい。最後にマニュアルについては、完成したヤングケアラー支援マニュアルには、気づきのチェックシートということで児童虐待を含めたチェックシートも含まれるので、このバージョンアップも含めて、検討してほしい。

○一時保護所の定員は、愛媛県、高知県とも36名ほどであり、徳島の約3倍。南部児相は、7割を児童養護施設等に一時保護委託している現状。一時保護にも、行動観察が必要だったり、親からの安全確保であったり、理由が様々。行動観察が必要なこどもは、一時保護所で保護し、十分な対応を行う必要がある。児童虐待相談対応件数については、年度をまたぐ継続ケースなども含まれ、実際は公表している件数の倍にあたるケースを対応している。職員が疲弊する現状もあるため、福祉職採用だけでなく、経験者の再雇用など、考えてほしい。また、児相と市町村の役割分担については、香川県では、「地域連携室」を置いて進めている。高知県では、市町村の幹部を集めて研修を実施、宮崎や東京、神奈川県など、児相と市町村の役割の明確化に取り組んでいる例を参考に、市町村に「こども家庭センター」設置が努力義務化されたタイミングでもあるので、これを機会に主管課が旗を振って進めてほしい。

○西部児相では、児相のあり方について職員の意見を募ったところ、人員配置や一時保護所の課題についての提案が多く、心理は心理、福祉は福祉の配置がされ、専門性を活かし、研修を重ね、「こどもたちのために頑張りたい」という職員の厚い思いを感じた。若い職員も多く、育休や部分休業を取得している者もあり、余裕をもった人員配置で、誰一人離職することなく、これから児相業務を担う職員を支えられる体制にしていきたい。また、一時保護は児相が果たすべき一番大切な機能であり、一時保護所の定員の問題は、こどもの安全と直結し、職員の負担も大きいことから、一時保護所の環境改善について、本格的に進めていかなければいけない。

○委員の方々の意見を聞き、現場の状況が伝わったと感じている。

中央児相では、初期介入担当と方針が決まった後に保護者に引き継ぐ地域支援担当を設置し、また、一時保護児童の教育を受ける権利の保障ということから、里親への一時保護を進めていくことができるような体制を整えている。現在、児童福祉司と児童心理司がワンチーム、ワンフロアで業務をしているが、デスクが入りきらない。駐車場が少ない、療育手帳の再判定で車いすが必要なこどもたちの対応が難しい、LGBTQへの配慮も必要となっている、課題が山積みの状況である。こどもや保護者、地域の声を大切に息の長い支援ができる児相にしていきたい。なかなか施設の建て替えは難しいが、職員体制などソフト面を工夫しながら、しっかりと対応していきたいので、引き続き、御理解・御協力をお願いしたい。

以上